

# 大阪樟蔭女子大学研究倫理規準

(平成 27 年 4 月 1 日)

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

## 基本的な考え方

大阪樟蔭女子大学は伝統ある女子大学として、人間性をはぐくむ教養と各専門領域の学術技芸との融合を重視した教育と研究を推進し、地域社会、企業社会、さらには国際社会に貢献しうる人間性豊かな人材を育てるとともに、総合的な「知の拠点」として先進的な研究を展開し、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、人類の幸福に貢献することを大学設置における重要な使命としている。

この使命を遂行していく上で、学術研究に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことを鑑み、本学が受け継いできた伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚しなければならない。

大阪樟蔭女子大学は、本学の学術研究が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、あらゆる努力をはらうことを宣言する。

## (目的)

第1条 大阪樟蔭女子大学は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者及び研究に関与する事務職員の行動・態度の倫理的規準をここに定める。

## (研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等、所属学会等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

## (定義)

第3条 「研究者」には、本学の教員、本学で研究活動に従事する学部・大学院生ならびに本学で研究活動を行う客員研究員および研修員など（以下、総称して「研究者」という）を含む。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定およびそれに付随するすべての事項を含む。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を公表するすべての行為を含む。

4 「研究に関与する事務職員」には、本学の研究に対する事務・管理等（以下「研究事務等」という。）に携わる専任職員のみならず、契約職員、アルバイト職員をはじめとする全ての研究事務等に従事する者を含むものとする。

## (研究者の態度)

第4条 研究者は、本学の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、異なる学問分野の専門研究等を尊重し、自己研鑽に努めなければならない。

3 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学部・大学院生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

#### (研究計画の立案・実施)

第5条 研究者は、研究計画の立案・提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。他者の独創性・新規性は、尊重しなければならない。

2 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

3 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

4 研究者は、研究成果の公表にあたっては、研究方法等を他の研究者から追試、検証できるようにできるだけ具体的に提示しなければならない。

5 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとして判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

#### (インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人を直接の対象として思想信条、財産状況、行動・社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けて行う研究（以下「人を対象とする研究」という）、および人体を対象に経管採血または化学物質などを投与する研究（以下「生命体を直接対象とした研究」という）を実施するときは、当該情報・データあるいは血液などを提供する人（以下「協力者」という）に対して研究の目的・意義、収集方法あるいは採血方法などや利用方法等について分かり易く説明し、協力者が被る可能性のある不利益や不快な状態等について十分説明して、提供者の明確な同意（インフォームド・コンセント）を得なければならない。

2 研究者は、協力者に対し、不利益を受けることなくいつでも研究への協力を中止または協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。

3 研究者は、協力者が上記の事柄を理解したことを確認した上で、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認しなければならない。

4 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も本条3項に準じる。

#### (個人情報の保護)

第7条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであり、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。

2 研究者は、協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

3 研究者は、研究の推進上協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

4 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(情報・データ等の利用および管理)

第8条 研究者は、資料やデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。

2 研究者は、収集・作成した資料、情報、データ等の記録は滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。ただし、個人に関する情報・データについては、協力者との合意を得た期間とする。法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれに遵守ものとする。

3 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究の透明性の確保)

第10条 研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者や調査機関等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

(研究成果発表の規準)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は、大学および研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、ねつ造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）等の不正な行為は、これをしてはならない。

5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの規準)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、著者としての適切な人格的権利（オーサーシップ）を認められる。

(研究費の取扱規準)

第13条 研究者及び研究に関与する事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者及び研究に関与する事務職員は、研究費の使用にあたっては、関係法令、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン、本学の経理事務等の関連規程、当該研究費の使用に関する諸規程を遵守しなければならない。

4 研究者及び研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を自己または第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（大阪樟蔭女子大学の責務）

第15条 本学は、研究者及び研究に関与する事務職員の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規準の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に関して、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

4 本条1項、2項および3項の目的を達成するため、大阪樟蔭女子大学研究倫理委員会を設置する。

5 大阪樟蔭女子大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

（事務）

第16条 この規準に関する事務は、くすのき地域協創センターが取り扱う。

（改廃）

第17条 この規準の改廃は、学長が部館長会の意向を聴いて行うものとする。

## 附 則

1 この規準は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規準の改正は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規準の改正は、平成30年4月1日から施行する。

4 この規準の改正は、令和2年2月13日から施行する。

5 この規準の改正は、令和6年4月1日から施行する